

航海情報記録装置（VDR 及び S-VDR）の性能試験事業所に関する事項

改正規則

事業所承認規則

改正事項

航海情報記録装置（VDR 及び S-VDR）の性能試験事業所に関する事項

改正理由

IACS の統一規則 Z17 の改正に伴い、本会の事業所承認規則の改正を行った際に、IACS 統一規則 Z17 の要件中の事業所を適用対象とすべき事項を、実際に業務を行う技術者及び監督者を適用対象として規則に取込んでいた。このため、IACS 統一規則 Z17 と事業所承認規則との間に表現の相違が発生していた。

このような状況を解消するため、IACS 統一規則 Z17 と整合させるべく関連規定を改めた。

改正内容

航海情報記録装置（VDR 及び S-VDR）の性能試験実施のために必要とされる資格等に関する要件の適用対象を、事業所に改めた。